**平成２４年（フ）第３６３号**
愛知県知立市昭和７丁目１番地　知立団地47棟407号、前住所愛知県高浜市芳川町３丁目10―45
債務者　ゲデス　アンデルソン　ブリット
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月10日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３６４号**
愛知県知立市昭和７丁目１番地　知立団地47棟407号、前住所愛知県高浜市芳川町３丁目10―45
債務者　ゲデス　アリアジネ　ユキ　デ　カルバリョ　ヒラカワ
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月10日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２２３号**
北海道旭川市８条通７丁目34番地　オリンピア203
債務者　宝田　直聡
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３６６号**
北海道上川郡上川町新町124番地
債務者　坂本　正則
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３７５号**
北海道旭川市末広５条11丁目１番11号
債務者　杉本さやか（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３９３号**
北海道旭川市川端町６条９丁目３番24号　美園マンション411号室
債務者　谷口　和枝（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３９４号**
北海道旭川市大町１条12丁目97番地　大町１．12ハイツ２Ｆ202号室
債務者　市橋　雄二
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４６６号**
岡山市北区久米112番地１レオパレスＴＡＫＥＮＡＭＩ105号
債務者　中濵　恵子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４７０号**
岡山県玉野市日比４丁目３番21号
債務者　隅　　博亮
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４７４号**
岡山県真庭市宮地1179番地２
債務者　**𥑮**　　孝三
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４７６号**
岡山県倉敷市大畠１丁目９番12号
債務者　渡邊良太郎
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４８８号**
岡山市北区一宮70番地２
債務者　岡本　正剛
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５５６号**
岡山市北区今８丁目２番22号パークプレイス今８―302号
債務者　岩端　裕一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第１６５０１号**
東京都千代田区紀尾井町３―27　剛堂会館ビル３階
破産者　隆盛監査法人
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５１４号**
静岡市清水区辻４丁目４番13号
破産者　山田銘木建材株式会社
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部